

◎この市税の納付方法等について

1 この税金は下記の**堺市指定の金融機関の本・支店、又は畿2府4県に所在するゆうちょ銀行・郵便局**で納付してください。

2 上記1によることができない場合は、本書を同封の上、現金書留等で直接堺市あてに送付するか、又は、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局から払込取扱票に法人名、所在地、連絡先のほか通信欄に管理番号をご記入の上、堺市の口座へ払込みください。（加入者名：税務事務堺市会計管理者、口座記号・番号：00910-3-5942番）

注意

郵送及び払込みにかかる費用は納税者負担です。

○ **堺市指定金融機関**

三菱UFJ銀行

○ **堺市指定代理金融機関**

池田泉州銀行 関西みらい銀行 紀陽銀行
堺市農業協同組合 みずほ銀行 三井住友銀行
りそな銀行

○ **堺市収納代理金融機関**

尼崎信用金庫 阿波銀行 伊予銀行
永和信用金庫 大阪厚生信用金庫 大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫 大阪信用金庫 大阪南農業協同組合
京都銀行 近畿産業信用組合 近畿労働金庫
三十三銀行 成協信用組合 大同信用組合
徳島大正銀行 南都銀行 のぞみ信用組
ミレ信用組合 ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行については、近畿2府4県（大阪府・京都府・滋賀県・奈良県・兵庫県・和歌山県）に所在するゆうちょ銀行・郵便局で納付してください。

金融機関については、令和6年4月1日現在のものです。なお、金融機関は統廃合などにより変更される場合がございますのでご注意ください。

3 **延滞金について**

延滞金の額は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に、以下の表の割合をそれぞれ乗じて計算した金額です。

	内容	本則	特例 (本則の割合に満たない場合に適用)
令和3年1月1日以後の期間	納期限の翌日から1月を経過した日以降	14.6%	延滞金特例基準割合+7.3%
	納期限の翌日から1月を経過する日まで	7.3%	延滞金特例基準割合+1%
平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間	納期限の翌日から1月を経過した日以降	14.6%	特例基準割合+7.3%
	納期限の翌日から1月を経過する日まで	7.3%	特例基準割合+1%
平成25年12月31日までの期間	納期限の翌日から1月を経過した日以降	14.6%	本則を適用
	納期限の翌日から1月を経過する日まで	7.3%	基準割引率+4%

※ 上記の表の割合は、年当たりの割合です。うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

※延滞金特例基準割合（令和2年12月31日までは特例基準割合）とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合です。

※ 基準割引率とは、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率をいいます。

※ 上記の表は一般的な延滞金計算に適用されます。

延滞金の控除期間

法定納期限から1年を経過する日以後に更正（決定）がた場合は、1年を経過する日の翌日から当該申告期までは控除されます。この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合で計算してください。